4　懲戒制度の運用状況

（１）弁護士会・日弁連の綱紀委員会における事案の取扱状況

①　弁護士会

2018 年中の弁護士会における懲戒請求新受件数は、1 万 2,684 件であった。

2018 年に議決に至った事案が懲戒請求から綱紀委員会の議決までに要した期間は、6 か月以内が 49.7%、1 年以内まで含めると約 70% となっている（前頁）。

綱紀委員会が調査を開始した事案のうち、2018 年に懲戒委員会の審査に付された事案は、172 件であった。

②　日弁連

2018 年に日弁連になされた異議の申出のうち、弁護士会の綱紀調査に関するものは、2,036 件であり、これらの事案については日弁連の綱紀委員会の審査に付されている。

2018 年に綱紀委員会で議決された件数は 1,329 件で、そのうち懲戒審査相当と議決され弁護士会に送付された件数は 5 件であった。議決までに要した期間は、6 か月以内が 94% となっている。

2016 年から 2018 年における異議申出事案受付及び議決の内訳は以下のとおりである。

資料 3-2-3-12　異議申出事案受付の内訳（日弁連綱紀委員会）

（単位：件）

年	新受（異議申出の内訳）		合　計
	懲戒しない	相当期間	
2016	673	430	1,103
2017	718	186	904
2018	782	1,254	2,036

【注】2016 年の新受事案のうち、同一の異議申出人による大量の異議申出事案の例が 1 例あり（305 件）。
2018年の新受事案のうち、同一の異議申出人による大量の異議申出事案の例が 1 例あり（1,200件）。

資料 3-2-3-13　異議申出事案処理の内訳（日弁連綱紀委員会）

（単位：件）

年	既　　済					合　計	未　済
	審査相当	審査不相当			速やかに終了せよ		
		棄　却	却　下	終　了			
2016	8	929	25	9	241	1,212	200
2017	1	824	20	8	39	892	174
2018	5	1,179	41	2	102	1,329	918

【注】1. 審査相当：原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める。
2. 終了：取下げ・資格喪失・死亡による終了を指す。
3. 速やかに終了せよ：相当期間異議に対する「速やかに手続を終了せよ」の議決。
4. 暦年（各年の 1 月 1 日～ 12 月 31 日）を基準とする。
5.「未済」には、前年からの継続案件を含む。

（2）弁護士会・日弁連の懲戒委員会における事案の取扱状況

①　弁護士会

全国の弁護士会における懲戒委員会の審査に付される事案数は、近年、年間 180 件から 200 件前後で推移している。また、2018 年における懲戒処分の件数は、88 件であった（175 頁）。

2018 年に議決に至った事案が懲戒委員会への付議から議決までに要した期間は、 6 か月以内が 39.9%、 1 年以内まで含めると約 83.1% となっている。なお 2 年を超える事案は、2017 年では 1.8%、2018 年では 0.5% であった。（178 頁）。

②　日弁連

a　異議申出

2018 年に日弁連になされた異議の申出のうち、弁護士会の懲戒委員会の審査に付された事案に関するものは、27 件（「懲戒しない」に対する異議 11 件、「不当に軽い」に対する異議 16 件、「相当期間」に対する異議 0 件）であり、これらの事案については日弁連の懲戒委員会の審査に付されている。

2018 年に日弁連の懲戒委員会において議決に至った異議申出事案数は、49 件であった。

b　審査請求

2018 年に日弁連になされた審査請求は、27 件であり、2018 年に日弁連の懲戒委員会において議決に至った事案数は、37 件であった。

資料3-2-3-14　異議申出事案処理の内訳（日弁連懲戒委員会）

（単位：件）

年	既済							未済
	棄却	取消	変更	却下	終了	速やかに終了せよ	合計	
2016	29	1	1	2	1	2	36	49
2017	41	0	2	1	2	0	46	45
2018	42	1	1	4	1	0	49	23

【注】1. 速やかに終了せよ：相当期間異議に理由があると認められ、「速やかに審査を終了せよ」の議決。
2. 取消（弁護士会の決定を取り消す）の内訳
2016 年：懲戒しない→戒告 1 件
2018 年：懲戒しない→戒告 1 件
3. 変更の内訳
2016 年：戒告→業務停止 1 月 1 件
2017 年：業務停止 3 月→業務停止 6 月 1 件
業務停止 6 月→業務停止 1 年 1 件
2018 年：戒告→業務停止 1 月 1 件
4.「未済」には、前年からの継続案件を含む。右表も同じ。
5. 本頁の表は、暦年（各年の 1 月 1 日～ 12 月 31 日）を基準とする。

資料3-2-3-15　審査請求事案処理の内訳（日弁連懲戒委員会）

（単位：件）

年	既済					未済
	棄却	原処分取消	原処分変更	却下・終了等	合計	
2016	26	1	2	4	33	27
2017	22	3	2	2	29	37
2018	24	6	4	3	37	27

【注】1. 却下：期間経過等
終了等：取下げ・資格喪失・死亡による終了。
2. 原処分取消（弁護士会の懲戒処分を取り消す）の内訳
2016 年：戒告→懲戒しない 1 件
2017 年：戒告→懲戒しない 3 件
2018 年：戒告→懲戒しない 6 件
3. 原処分変更（懲戒処分を軽く変更する）の内訳
2016 年：業務停止 2 月→業務停止 1 月 1 件
退会命令→業務停止 2 年 1 件
2017 年：業務停止 3 月→業務停止 2 月 2 件
2018 年：業務停止 1 年 6 月→業務停止 9 月 1 件
業務停止 1 年→業務停止 9 月 1 件
業務停止 6 月→業務停止 4 月 1 件
業務停止 3 年→業務停止 2 月 1 件

（3）日弁連綱紀審査会における事案の取扱状況

2018 年に日弁連の綱紀審査会の審査に付された綱紀審査の申出事案の新受件数は、398 件であり、2018 年に議決に至った事案数は、334 件であった。議決に至った 334 件のうち、懲戒審査相当と議決され、弁護士会に送付された件数は 3 件であった。

2016 年から 2018 年における綱紀審査申出事案の議決の内訳は右表のとおりである。

資料3-2-3-16　綱紀審査申出事案処理の内訳（日弁連綱紀審査会）

（単位：件）

年	既済					未済
	審査相当	審査不相当（棄却）	却下	終了	合計	
2016	0	399	4	3	406	72
2017	35	246	6	0	287	161
2018	3	325	6	0	334	225

【注】1. 審査相当：原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める。
2.「終了」には、「取下げによる終了」及び「死亡による終了」を含む。
3.「未済」には、前年からの継続案件を含む。
4. 2017 年の審査相当事案のうち、同種事案に関する議決 32 件を含む。